東洋史研究
第四十八巻　第三號　平成元年十二月發行

國語小考

吉本道雅

序言
第一章　『國語』と春秋經傳
第二章　『國語』の紀年
第三章　『國語』の表現
結語

序言

先秦文獻はいずれも成書に問題があるが、『國語』もその例外ではない。とりわけ『左傳』との關係は問題の中核をなす。(1)『國語』の成書については、『史記』太史公自序「左丘失明、厥有國語」が初見であるが、現行本との異同は不明で、現行本の存在は『漢書』藝文志「國語二十一篇、左丘明著」（現行本の卷秩に同じ）によりやく示唆され、書誌學的にその存在が推定できるのは、藝文志の藍本たる劉歆『七略』の成立した前漢晩期である。『國語』・『左傳』の關係についての見解も實はこの『漢書』に初見し、司馬遷傳贊は、兩書は左丘明一人の製作で、『左傳』に異同あるものを集めた

ものが『國語』であるとする(2)(『後漢書』班彪傳にも同様の所説がみえる)。(3)『國語』を春秋外傳と稱するのは、左丘明製作説に基づくものであろうが、この稱謂は、『漢書』律曆志の劉歆説にみえ、(4)班彪父子の所説はすでに前漢晩期には存在していたらしい。

左丘明製作説への疑義は夙に隋唐より提唱され、趙匡は『國語』は左丘明が『左傳』製作の際集めた材料のうち、『左傳』に採用されなかったものや、異同あるものを子弟門人が國別に編集したものとした。(5)宋―清の間、兩書の相違はより精密に論じられていったが、『國語』一書も均質ではなく、左丘明一人の著作ではもとよりありえぬとする姚鼐・崔述(6)(7)の説は『國語』の成書についての重要な論點である。

清末公羊學派の『左傳』劉歆僞作説は論爭の轉機をもたらした。康有爲は『左傳』は劉歆が舊本『國語』に取材して僞作したもの、現行本『國語』は舊本から『左傳』の材料を除いた殘餘に他の資料を附加して製作したものとする。(8)『左傳』僞作説への批判は、すでに鎌田正氏が整理しており、(9)『左傳』が戰國中期の成書たることは最早通説的である。

ところが、一方の『國語』につき、とりわけその『左傳』との關係についての議論は、確かにカールグレンが兩書の言語的共通性を指摘し、(10)それに對し以後の諸家が用語・助字などより精密なレヴェルで兩書の異同を強調するといった作業(11)の過程で、有效な視點を多く提示したが、兩書の異同それ自體に論點を矮小化させてしまった感がある。加えて、專ら異同を強調する作業は、兩書を相互に孤立させ、その關係を却って不分明にしてしまった。結果的に、兩書の先後乃至繼受(12)關係については、異同を強調する作業で試みられてきた精緻な視點を活用したものが、今だに缺如しているのである。

如上の研究史を踏まえ、本稿は、『左傳』との對應が著しい周魯晉楚語の『左傳』との先後およびより具體的な成書年代を解明する。對象を限定するのは、『國語』全書が均質でないという清代以來の論點(13)を考慮するためでもある。以下、特にことわりなく『國語』と稱するは、この四語十六篇のことである。

本稿は、各章でそれぞれ別個の方法を用いて考察を進める。第一章では、春秋經文・左氏解經・『公羊』・『穀梁』と

の比較に基づき、『國語』の少なくとも或る部分が春秋經傳より降ることを論ずる。第二章では『國語』の紀年で『左傳』と相違する材料を檢討し、この相違の或るものが、『左傳』の原史料への改變を前提とした『國語』の二次的改變に由ることを示し、『左傳』→『國語』の先後を再確認する。第三章では、『左傳』のみならず他の先秦諸文獻と『國語』の用字を比較して、これらの相對的先後を考定し、ついで避諱の狀況に基づき『國語』成書のおよその絶對年代を推定する。

第一章　『國語』と春秋經傳

『左傳』・『國語』の直接的比較に終始した研究史において、兩書と春秋經文の關係が充分には考察されてこなかったのは、『左傳』・『國語』對應部の大半が經文と直接關係しない傳獨自の記事の部分に屬するためである。しかしながら、現行本『左傳』はそれ自體獨立した書物ではなく、飽くまで經文の傳の體裁を採るのであり、『左傳』のかかる要件が『國語』との比較の際、意識されなかったことは、兩書の關係を考えるうえで有效な多くの論點を看過させる結果をもたらした。

次は、『國語』・經文の表現が對應する事例である（以下、表現の比較に用いる場合については引用文の訓讀は行わない）。

(1)【魯上二】(14) 莊公如齊觀社、【莊二十三經】夏、公如齊觀社、【左】二十三年、夏、公如齊觀社、

(2)【魯上三】莊公丹桓宮之楹、而刻其桷、【莊二十三—二十四經】秋、丹桓宮楹、……二十有四年、春、王三月、刻桓宮桷、【左】秋、丹桓宮之楹、……二十四年、春、刻其桷、

(3)【周中一】周王乃出居于鄭、【僖二十四經】天王出居于鄭、【左】書曰、天王出居于鄭、辟母弟之難也、

(4)【周中七】九年、楚子入陳、【宣十一經】丁亥、楚子入陳、【左】故書曰、楚子入陳、納公孫寧・儀行父于陳、書有禮也、

一般に、同一の事件について共通の表現が複數の文獻に認められるのは、偶然に基づくものではなく、從って、同祖乃至は繼受關係が想定される。(1)―(4)では、經文が春秋期を扱う現存最古の文獻である以上、少なくとも技術的には經文→『國語』の繼受關係を想定しうる。問題は、『左傳』がどう介在するかである。(1)―(4)で『左傳』は經文をほぼそのまま引用し、『左傳』→『國語』とすると、『國語』の表現は、經文を直接引いたものか、『左傳』によるものかが斷定しえなくなる。しかし、

(5)【周中四、魯上七】晉人執衞成公歸之于周、【僖二十八經】晉人執衞侯歸之于京師、【左】執衞侯歸之于京師、

(6)【晉八・十一】諸侯之大夫盟于宋、【襄二十七經】秋、七月辛巳、豹及諸侯之大夫盟于宋、【左】辛巳、將盟於宋西門之外、……乃盟、

では、『左傳』は經文の一部を引くのみで、『國語』が『左傳』とは一應獨立に經文を引用したことが確認される。更に、次の事例は、三書の關係を考える上で示唆的である。

(7)【魯上四】哀姜至、公使大夫宗婦覿用幣、【莊二十四經】八月丁丑、夫人姜氏入、戊寅、大夫宗婦覿用幣、【左】秋、哀姜至、公使宗婦覿用幣、

經文「夫人姜氏入」を『左傳』・『國語』がともに「哀姜至」に作ることは、兩書の繼受を確認させる。問題は、「大夫」が『左傳』にみえないことで、『左傳』→『國語』とすれば、『國語』は『左傳』を引用しつつ經文に據って「大夫」を補ったことになり、『國語』が先行するとすれば、『左傳』が「大夫」を削除したことになる。いずれにせよ『國語』による經文の直接引用は確實である。(15)

『國語』の經文引用を推測させる材料は以上に留まらない。

(8)【魯下七】虢之會、諸侯之大夫尋盟未退、

(9)【晉八・十】秦景公使其弟鍼來求成、

(6)・(8)の「諸侯之大夫」は經文にみえ、(9)も隱七經「齊侯使其弟年來聘」・桓十四經「鄭伯使其弟語來盟」などを應用したものであろう。類似の表現は三傳の他には全くみえず、その限りでこれらは本來的に經文獨自の表現といえる。(4)「楚子」の如く、楚・吳・越などの君主を「子」と稱するのも同樣の意味で經文獨自である。

『國語』の經文引用が確認されたが、次に指摘すべきは、經文の傳としての『左傳』を、『國語』がすでに引用していた可能性である。(1)—(4)及び(7)について、『左傳』→『國語』とすると、『國語』が『左傳』に據った可能性があることはすでに述べたが、この場合、『左傳』のこれらの部分は、それぞれ經文の表現を踏まえていたことになり、その段階ですでにこの『左傳』は經文に從屬する「傳」であったということになる。このことをより直接に證するのは、『左傳』解經の引用が認められる事例である。

(10)【魯上八】晉文公解曹地以分諸侯、【僖三十一經】三十有一年、春、取濟西田、【左】三十一年、春、取濟西田、分曹地也、

(11)【晉七・三】始合諸侯于虛朾以救宋、【成十八經】十有二月、仲孫蔑會晉侯、……同盟于虛朾、【左】十二月、孟獻子會于虛朾、謀救宋也、

『左傳』傍線部の解經が『國語』の傍線部に對應している。『左傳』が先行するならば、解經の引用は傳としての『左傳』がすでに成立していたことを明示しよう。もっとも、以上の論證過程では、『左傳』→『國語』なる前提は假說の域を出ず、『左傳』が『國語』を參照して解經を作成したとすることも同樣に可能である。とりあえず、『國語』の左氏解經引用、なる命題は一つの可能性として提示しておくにとどめよう。

ところで、同じく春秋傳たる『公羊』・『穀梁』と『國語』との關係は、『國語』が『左傳』との關係においてのみ、また『公羊』・『穀梁』がそれら相互或は『左傳』との關係においてのみ研究されてきた關心の偏在のため問題とされてこなかったが、實のところ、『左傳』・『國語』の關係を考える上で極めて有效な視點を提供するものである。

まず、『國語』と『公羊』・『穀梁』とが共通の表現を採って同一の事件を記述する事例が検出される。

(12)【周上十二】十九年、晉取虢、【僖二公】終假之道以取郭、

(13)【魯上十一】非昭穆也、【文二穀】逆祀則是無昭穆也、

(14)【晉八・十八】秦后子來仕、【昭元公】仕諸晉也、

また更に、『公羊』・『穀梁』が獨自の意味を付與する語彙が用いられる事例もある。

(15)【晉四・十二】戊申、刺懷公于高梁、【僖二十四左】戊申、使殺懷公于高梁、

この「刺」は、僖二十八經「公子買戍衛、不卒戍、刺之」に對する『公羊』「刺之者何、殺之也、殺之則曷爲謂之刺之、內諱殺大夫謂之刺之也」の「刺」に適合的である。やや特殊な事例としては、

(16)【魯上八】晉不以固班、亦必親先者、【僖三十一公】晉侯執曹伯、班其所取侵地于諸侯也、

がある。ともに「班」字が用いられているが、魯語は「次」、『公羊』は「分」の意である。(16) これらにおける『國語』と『公羊』・『穀梁』の對應は各々一語ずつ認められるにすぎないが、そのことはこれが偶然生じたことを證するわけではない。更に『國語』の表現が『公羊』・『穀梁』の經說に對應する事例もある。

(17)【周中四】是無上下也、【僖三十穀】罪欒上也、

(18)【魯上五】其爲選事乎（韋注「選事、自選擇其職事也」）、【莊二十八公】以爲臧孫辰之私行也、

表現上の對應は一層希薄だが、さりとて兩者の關係を否定しさることはできない。以上は『國語』と『公羊』・『穀梁』の繼受關係の可能性が何とか指摘される程度にすぎぬものであるが、繼受關係を強固に主張しうる事例もないではない。

(19)【晉語二・八】　　【左傳僖九】　　【公羊僖十】

荀息曰、昔君問臣事君於我、我對以忠貞、君曰、何謂也、我對曰、可以　　初、獻公使荀息傅奚齊、公疾、召之曰、以是藐諸孤、辱在大夫、其若之何　　獻公病將死、謂荀息曰、士何如則可謂之信矣、荀息對曰、使死者反生、

利公室、力有所能無不爲、忠也、葬死者、養生者、死人復生不悔、生人不媿、貞也、……

既殺奚齊、荀息將死之、人曰、不如立其弟而輔之、荀息立卓子、里克又殺卓子、荀息死之、君子曰、不食其言矣、

何、稽首而對曰、臣竭其股肱之力、加之以忠貞、其濟、君之靈也、不濟、則以死繼之、公曰、何謂忠貞、對曰、公家之利、知無不爲、忠也、送往事居、耦俱無猜、貞也、……

里克殺奚齊于次、……荀息將死之、人曰、不如立卓子而輔之、荀息立公子卓以葬、十一月、里克殺公子卓于朝、荀息死之、君子曰、詩所謂白圭之玷、尙可磨也、斯言之玷、不可爲也、荀息有焉、

生者不愧乎其言、則可謂信矣、……

里克知其不可與謀、退弒奚齊、荀息立卓子、里克弒卓子、荀息死之、荀息可謂不食其言矣、

晉語が『左傳』・『公羊』と句のレヴェルでしかも數箇所において對應するのは決して偶然ではなく、三書の繼受關係が認められねばならない。『左傳』・『公羊』の表現が全く異なり、晉語に現象的に『左傳』・『公羊』の折衷が認められることは、三書の先後を考える上で重要である。『左傳』→『國語』→『公羊』とすると、『國語』が『左傳』を引用しつつ一部に改變附加を施し、ついで『公羊』が、『國語』が改變附加した部分のみを排他的に採用し、『左傳』の痕跡を全く消去した、という殆どありえないほど複雜な過程を考えねばならない。『公羊』→『國語』→『左傳』或は『國語』→『左傳』・『公羊』という關係も同樣の理由で考えにくい。唯一想定しうるのは、先行する『左傳』・『公羊』を『國語』が折衷した可能性であろう。同樣の事情は(19)ほど明白ではないが他にも認められる。(17) これらの章に限っていえば、『國語』は春秋三傳よりも降るということになる。そしてこのことは、先に一つの可能性として保留しておいた『國語』の左氏解

經引用なる命題を傍證するものともなろう。

翻って考えるに、⑿—⒅も實は『左傳』との對應部を基調としつつ、一部に『公羊』・『穀梁』の用字・經說が認められる事例であり、⒆と同樣の製作過程を想定することもまた可能であろう。

以上の作業は、固より春秋三傳・『國語』四書の先後關係を一般に規定するものではありえないが、『國語』がその一部において春秋三傳より降ることは確實であろうし、別の方法で『國語』・春秋三傳の關係を考察するための視點を提供するものには違いない。

第二章　『國語』の紀年

現行本『左傳』の體例上の要件は、①『春秋』の傳、②年代記、たることに要約される。前章では、『國語』の左氏解經引用の可能性を指摘したが、本章では、『左傳』・『國語』の紀年（以下、年・季節・月・干支などの紀年的材料を一括してかく稱する）を比較檢討の對象とする。

『國語』は構成上、各國毎に各章を率ね年代順に配列する。周語・晉語は紀年を補うことがあり、一部は『國語』のみにみえ、獨自の材料の存在を窺わせる。(18) しかしながら、『國語』の紀年の大半は、『左傳』と共有される記事にみえ、『左傳』と矛盾しない。問題は、若干の『左傳』と矛盾するもので、これらはまた、兩書の先後を考える手掛かりにもなる。

⒇【左傳僖二十三】　　【晉語四・十二】

九月、晉惠公卒、　　十月、惠公卒、

【左傳僖二十四】

春、王正月、秦伯納之、……濟河、圍令狐、入桑泉、取　　十二月、秦伯納公子、……公子濟河、召令狐・臼衰・桑

臼衮、二月、甲午、晉師軍于廬柳、秦伯使公子縶如晉師、師退、軍于郇、辛丑、狐偃及秦晉之大夫盟于郇、壬寅、公子入于晉師、丙午、入于曲沃、丁未、朝于武宮、戊申、使殺懷公于高梁、……

三月、……己丑晦、公宮火、……

晉侯逆夫人嬴氏以歸、

泉、皆降、……甲午、軍于廬柳、秦伯使公子縶如師、師退、次于郇、辛丑、狐偃及秦晉大夫盟于郇、壬寅、公入于晉師、甲辰、秦伯還、丙午、入于曲沃、丁未、入絳、卽位于武宮、戊申、刺懷公于高梁、

【晉語四・十三】

及己丑、公宮火、

【晉語四・十五】

元年春、公及夫人嬴氏至自王城、

雙方の紀年にかなりの相違がある。①惠公卒を晉語は十月、『左傳』は九月とし、晉語が一箇月遲い。②秦伯納―公宮火を、『左傳』は正月―三月とするが、晉語は十二月におさめ（晉語の「元年春」より明らかである）、こちらは秦伯納について晉語が一箇月早い。①・②は兩書が異質の相違を示し、別箇の說明を要する。①について賈逵は、

閏として十八日が餘る。（春秋曆では）閏月を十二月の後に置く。魯の史官は（春秋曆の）閏月を（魯曆の）正月とする。晉は（魯曆の）九月を（夏曆の）十月として、（十月の後に）閏月を置いたのである。[19]

と論ずるが傍證を得ない。「十」を「九」の誤とした方がよほど通じやすいが、同一事件に對する紀年の相違を、曆法の相違で說明する點は注目に値する。一體、『左傳』の殊に晉の記事には、建寅夏曆を用いたと思われるものが散見する。

(21)【僖四左】十二月、戊申、縊于新城、【僖五經】五年、春、晉侯殺其世子申生、

(22)【僖九左】十一月、里克殺公子卓于朝、荀息死之、【僖十經】春、……晉里克弒其君卓及其大夫荀息、

(23)【僖十左】冬、……遂殺本鄭、【僖十一經】十有一年、春、晉殺其大夫本鄭父、

(24)【僖十五左】九月、……壬戌、戰于韓原、【僖十五經】十有一月、壬戌、晉侯及秦伯戰于韓、獲晉侯、

表 1

	春秋暦（建子）月朔	夏暦（建寅）月朔	『左傳』の換算月・干支
亥	閏12　壬戌　59	10　壬戌　59	正
子	正　壬辰　29	11　辛卯　28	2　甲午31・辛丑38・壬寅39・丙午43・丁未44・戊申45
丑	2　辛酉　58	12　辛酉　58	3　己丑晦26
寅	3　辛卯　28	正　庚寅　27	4

張培瑜『中國先秦史暦表』（齊魯書社，1987）137頁の復元暦による。

同様の事情は、『竹書紀年』・春秋經文の閒にも看取される。[20]『左傳』は、經文の記載の相對的遲延を來告の遲延で說明する場合があるが、[21]經文無謬に固執する附會の說である。經傳の紀年は合致することがより一般で、相違が、上揭四例の他若干例認められるにすぎない[22]ことは、『左傳』が原史料を採用した際、經文と合致すべくその紀年に廣汎な整序を施したことを示す。そうした視點に立つと、⑳の『左傳』の紀年に對する暦學者の指摘は重要である。

傳に「二月、甲午、晉師軍於盧柳」とあるが、二月には甲午が無く、以下（の干支）はいずれも一箇月ずれる。[23]

『左傳』の干支の復元春秋暦との矛盾は、表1の如き換算の誤として說明しうる。『左傳』の原史料（建寅夏暦）は『左傳』の正月―三月を十月―十二月に作っていたものと思われる。春秋暦（建子）に換算するには二箇月ずつ進めるべきところを、『左傳』は春秋暦の置閏を看過したため一箇月ずつ合わなくなってしまったのである。『左傳』の「三月、……己丑晦」は、己丑が「晦」となる夏暦の「十二月、……己丑晦」の月の部分のみを改めたものとしてはじめて理解できる。

『左傳』の正月―三月が原史料で前年に入っていたことは、『竹書紀年』（『水經注』涑水引）が、

晉惠公十有五年、秦穆公率師送公子重耳、圍令狐・桑泉・臼衰、皆降于秦師、狐毛與先軫禦秦、至於盧柳、乃謂秦穆公使公子縶來與師言、退舍、次於郇、盟於軍、

と、『左傳』正月―二月辛丑相當部を惠公十五年に繫けることにも傍證を得る。

さて、⑳における『左傳』・晉語の最たる矛盾は、『左傳』の正月—三月相當部を、晉語が十二月に納めることである。原史料（夏暦）では、甲午31→戊申45は十一月に繋かり、『左傳』の三月相當部のみが十二月に繋かるはずであるから、晉語のこの部分が原史料の季節・月・干支を直接利用しえた可能性はない。抑も、甲午31→己丑26は同一の月には納まりえないのである、かかる錯誤は、既存の材料への二次的改變の際の不手際としてはじめて理解しうる。

そうした改變のより一般的な動機は、既存の材料の紀年が、晉の原史料の夏暦から、他の暦に換算濟であるという認識に基づき、それを本來の夏暦に復元しようという晉語の志向であろう。夏暦を採る晉の原史料の紀年が、他の暦に換算される事態とは、春秋暦を採る經文の傳に晉の原史料を用いる、正にその場合に他ならないのであるから、『國語』による既存材料の紀年の二次的改變とは、傳として原史料の紀年に換算を施した『左傳』の『國語』に對する先行を傍證する。

この場合、『左傳』の正月—三月相當部が「十二月」に繋けられたのは、『左傳』において干支の附された記事の最も多い「二月」に對するものであったと思われる。すなわち、『左傳』の「二月」が春秋暦に換算濟のものであるという認識があって、春秋暦が建子であることが比較的多いことから、建寅夏暦に復元すべく單純に二箇月遡らせたものであろう。

しかしながら、⑳に限っていえば、晉語が殊更に改變を試みたのは、夏暦の復元というより一般的な志向以外の動機が複合的に作用している。そのことは、

【晉三・八】十五年、惠公卒、懷公立、秦乃召重耳於楚而納之、晉人殺懷公於高梁、而授重耳、實爲文公、

と、晉語が「惠公十五年」の年數を有することに示されている。この年數は、上掲『竹書紀年』にも認められるが、これは、經文・『史記』表が採用する踰年改元では求めえず、年内改元に基づく（『左傳』に據れば、獻公・惠公の死はそれぞれ僖九・僖二十三である）[24][25]。ところが一方で、

【晉三・六】六年、秦歲定、帥師侵晉、至於韓、

表 2

晉　　語	『左　傳』	晉年表
【7-3】始合諸侯于虛朾以救宋，…… 三年（元年の誤），公始合諸侯，	成18・12月	厲公8年
【7-3】四年，諸侯會于雞丘，…… 四年，會諸侯於雞丘，	襄3・6月	悼公3年
【7-3】五年，諸戎來請服，	襄4・冬	悼公4年
【7-5】五年，無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以和諸戎，		
【7-8】十二年，公伐鄭，軍于蕭魚，	襄11・12月	悼公11年

表 3

	春秋暦（建子）月朔	夏暦（建寅）月朔	『左傳』の換算月・干支
亥	閏12　丁亥　24	10　丙戌　23	閏12　乙卯晦52
子	正　丙辰　53	11　丙辰　53	正　庚申57・庚午07・辛巳18
丑	2　丙戌　23	12　乙酉　22	2　乙酉朔22
寅	3　乙卯　52	正　乙卯　52	
卯	4　乙酉　22	2　甲申　21	

張培瑜前掲書149頁の復元暦による

と、韓の役（僖十五）について、晉語が惠公の年數を踰年改元に基づいて算出していることにも示されるように、『國語』は一般には踰年改元を採用しているのであって、この事實は、晉語が正に⑳相當部についてのみ、原史料に由來する孤立的な材料――但し、『竹書紀年』と同様に「惠公十有五年」の年數を有し、文公卽位をその年内に繫けるものの、季節・月・干支を缺く（これらが存したなら、如上の錯誤は生じえない）――を有していたことを示す。晉語が殊更に『左傳』の紀年の改變を試みたのは、この文公の卽位を惠公末年におく材料に拘ったためであろう。

⑳の如く『左傳』・『國語』雙方に錯誤が認められる場合、『國語』の改變作業を正確に復元することは困難を伴うが、とまれ、兩書の紀年の矛盾を手掛かりとして、①經文の傳として、紀年を春秋暦に換算濟の『左傳』が『國語』に先行すること、②『國語』が晉の紀年の夏暦への復元をはかったこと、を提示しうるであろう。

兩書の紀年の相違は、この假説により整合的に説明

される場合が少なくない。關心を引くのは晉悼公の年數である（**表2**）。『左傳』の紀年を利用しつつ、踰年改元を採る晉年表に對し、晉語の年數は一年ずつずれている。悼公卽位については、

(25)【成十八經】十有八年、春、王正月、晉殺其大夫胥童、庚申、晉弑其君州蒲、【左】（成十七）閏月、乙卯晦、欒書・中行偃殺胥童、……十八年、春、王正月、庚申、晉欒書・中行偃使程滑弑厲公、……使荀罃・士魴逆周子于京師而立之、……大夫逆于淸原、……庚午、盟而入、……辛巳、朝于武宮、……二月乙酉朔、晉悼公卽位于朝、

と厲公弑殺が正月庚申と經傳一致し、『左傳』の紀年は春秋曆に換算濟となる（**表3**）。春秋曆では二月は丙戌朔となるが、『左傳』が「二月乙酉朔」とするのは、(20)「三月、……己丑晦」と同樣に、『左傳』の原史料で夏曆「十二月乙酉朔」とあったものを、「十二月」のみ「二月」と改めた結果である。

悼公の年數について、春秋曆成十八正月厲公弑殺・二月悼公卽位で、年內改元で晉語が年數を定めたとすることも、ここに限っていえば固より可能ではあるが、『國語』が一般に踰年改元を採用することから、この假說は成立しにくい。より有效な假說としては、悼公の年數決定の過程で、晉語が『左傳』の紀年を夏曆に復元したとすることである。春秋曆成十八年二月・三月は、夏曆十二月・正月となる。踰年改元として、この夏曆正月を悼公元年正月としたとすると、虛朾の會・雞丘の會・諸戎來服・伐鄭は夏曆で悼公元年十月・四年四月・五年閏七—十月・十二年十月となり、(26)晉語の紀年に合致する。(27)

悼公の年數についての晉語・晉年表の矛盾は、かく說明されるわけだが、注目に値するのは、悼公卽位について、

【晉七・一】既弑厲公、欒武子使智武子・彘恭子如周迎悼公、庚午、大夫逆于淸原、……乃盟而入、辛巳、朝于武宮、【晉七・二】二月乙酉、公卽位、

と、晉語が「二月乙酉」を夏曆に復元していないことである。(28) これは一見すると、悼公の年數決定についての晉語の作業に關する如上の假說を否定するものの如くであるが、むしろ、二次的改變という作業に必然的に隨伴する不手際と看做し

うるのであって、却って、晉語における紀年の二次的改變を傍證する好箇の事例というべきである。

ところで、晉七・一、二の「庚午」・「辛巳」・「二月乙酉」は、『左傳』・『國語』先後に今一つ手掛かりを提示する。「二月」が原史料の夏暦「十二月」を春秋暦に適合させるべく改變されたものであることは、上述の通りであるが、してみると、晉語が「二月」を採用する以前に、すでに春秋の傳としての『左傳』が存在したことになる。かく考えると、「庚午」・「辛巳」が月を伴わず干支のみ孤立的に記錄することは、晉七・一が『左傳』成十八の「晉欒書・中行偃使程滑弑厲公、……」以下を素材に二次的に制作される過程で、『左傳』の干支をそのまま存置した結果と看做される。一體、干支はそれのみにては本來、紀年の用をなしえず、月を伴わず干支のみが孤立的に記されるのは、西周・春秋の金文史料にそうしたものが一切認められないことにも證されるように、その部分が既存の材料を二次的に引用したものであることを示している。晉三・八「丁丑、斬慶鄭、乃入絳」も同様の事例である。(29)

とまれ、『春秋』の傳として、原史料の夏暦を春秋暦に換算濟の『左傳』が『國語』に先行し、『國語』がこれを利用しえたことが更めて確認されたであろう。

同一事件についての『左傳』・『國語』の記述の相違を以て兩書の繼受を否定する立場があるが、(30) 紀年に關しては、『國語』に獨自の材料の介在が認められるものの、『左傳』→『國語』なる繼受關係の存在、および兩書の相違が本質的には『國語』の二次的改變に基づくことが、およそ了解されたであろう。

第三章　『國語』の表現

『國語』の多くの章が、『左傳』の經とは直接關係しない部分に對應することはすでに述べたが、この部分は、一つの事件の記述を、年代記的構成に從って割裂するものが少なくない。この場合、原史料の段階では、『國語』各章の如き、一つの事件が一箇の完結した記述を採る形態が想像されるため、『國語』の『左傳』に對する先行を主張する立場が生ず

る。しかしながら、『國語』の形式が『左傳』の原史料を髣髴させるという事實が、現行『國語』の『左傳』相當部への先行を直ちに證するわけではない。

また、『左傳』・『國語』が同一の事件を扱いつつ、記述に繁簡がある場合、『左傳』→『國語』を證するに、『左傳』がより簡である場合は『國語』の附加、『左傳』が繁である場合は『國語』の省略を以て說明することがある。しかし、これは逆に『國語』→『左傳』の說明にも用いうるのであり[31]、繁簡そのものは、それのみでは、兩書の先後を證しえない。

同一事件に對する兩書の記述形式（編年か紀事本末か）や繁簡など外的・量的特徵の比較は、先後の決定に必ずしも有效な根據を與ええないのである。より具體的な手掛かりが需められる所以である。

かかる觀點のもと、まず、『左傳』・『國語』對應部の用字の差異を手掛かりに、『國語』の『左傳』およびその他先秦諸文獻に對する關係を考察することとする。

この作業は、すでに鎌田正氏が『左傳』→『史記』、『國語』→『史記』について行なっている[32]。氏は、『左傳』の「于」を『史記』が「於」に改變するといった一定の對應關係を析出し、これらが、『左傳』の戰國中期の言語に對する『史記』の訓詁であることを論じた。

實のところ、鎌田氏の方法には若干の問題がある。第一に、氏はこの用字の變化を專ら時代的差異で說明するが、一方で、用字の變化は單に時代的な要素のみならず、地方的[33]・學派的[34]差異などに由る場合もありうる。第二に、例えば、于→於の改變の頻見が直ちに、『左傳』が于、『史記』が於を專用することを意味するわけではない。『左傳』・『史記』にもそれぞれ於・于を用いる事例があり、逆に於→于に作る事例さえある。ある文獻に特定の文字が用いられるという事實自體が、その文獻の年代を一義的に決定するわけではない。

かかる次第で、この方法には一定の限界を認めざるをえないが、それにも關わらず、時閒的懸隔が大きく、かつ對應部

表　4

鎌田		『左傳』→『國語』	『左傳』→戰國晩期—前漢中期諸文獻
3	以→而	襄11→晉7-8	——
4	縊→雉經 など	僖 4 →晉2-1	(→絞) 昭元→韓姦劫弑臣・楚策 (→自絞) 襄27→呂愼行 (→自殺) 文元→韓內儲說下
5	于→於	莊20→周上11, 莊32→周上12, 僖10→晉3-4, 僖13→晉3-5 僖25→晉4-16, 成17→晉6-10, 成17→晉6-12, 昭 7 →晉8-19	莊 8 →管大匡*, 昭元→韓姦劫弑臣・楚策, 宣14→呂行論
12	寡人→吾	莊20→周上11	——
—	獲→得 など	(→殺) 桓 3 →晉1-1 (→止) 宣15→晉7-2 (→得) 襄13→楚上 2	(→得) 昭15→淮人閒
19	逆→迎	僖25→晉4-16, 成18→晉7-1	——
20	及→至	僖15→晉3-6	僖24→韓外儲說左上
24	共→恭	襄13→楚上 2	——
26	享→饗	襄 4 →魯下 1	文元→韓內儲說下
—	公→君	成17→晉6-10	僖25→淮道應
46	行→去	僖 4 →晉2-1	——
59	之→走	僖 5 →晉2-2	——
—	使→令 など	僖 6 →晉2-1, 僖15→晉3-6*, 襄 3 →晉7-3	(→令) 莊 8 →管大匡, 宣 2 →呂過理, 襄27・昭 4 →呂愼行, (→命) 昭19→淮人閒
73	弑→殺	僖10→晉3-4	昭元→韓姦劫弑臣・楚策
88	舍→釋	閔 2 →晉1-9, 僖15→晉3-7	——
—	若何→奈何	僖15→晉3-6	文元→韓內儲說下
99	諸→之於 など	(→於) 莊32→周上12 (→之於) 成17→晉6-10	(→之) 文元・昭25→韓內儲說下, 襄15→呂異寶・韓喩老, 昭27→呂愼行
101	女→若	僖24→晉4-13	——
123	討→誅	襄 3 →晉7-3	——

128	納→入	僖4→晉2-1	——
131	反→還	襄28→魯下4	(→還歸) 宣11→淮人聞
138	無→不	僖24→晉4-13	僖24→韓難三
140	弗→不	僖24→周中1，僖25→周中2 昭元→魯下7，昭元→晉8-13 昭15→晉9-2，襄26→楚上4	莊8→管大匡*，文元→韓內儲說下， 襄15→呂異寶・韓喩老， 襄25→韓姦劫弑臣・楚策， 昭19→呂愼行・淮人聞
—	辟→避	僖9→晉2-8，僖23→晉4-8 僖28→晉4-18，襄3→晉7-3	宣2→呂過理
—	命→令	僖25→晉4-17*	僖24→韓難三，僖25→淮道應，
155	與→予	文18→魯上12，襄29→魯下5 昭元→魯下7，僖14→晉3-5 昭元→晉8-13	——

「鎌田」欄の番號は鎌田前揭書111—133頁のそれである。
＊は當該事例が2例以上あることを示す。

が多い『左傳』↓『史記』の比較で得られた訓詁例は、先秦・秦漢文獻のおよその成立年代を推定する一つの基準たりうる。于↓於、於↓于雙方の事例が檢出されるとはいえ、前者が壓倒的に多いという量的要素を勘案すると、于—於につき、『左傳』が『史記』より多く于を用いる傾向があることは確實であるし、そうした傾向、すなわち用字の差異は、『左傳』↓『史記』の場合、地方的である以上に時閒的差異であるからである。というのは、『左傳』↓『史記』の訓詁例の多くが、戰國晚期—前漢中期諸文獻の『左傳』引用にも看取されるからである。これらの諸文獻の言語について「方言」を確認することは抑も技術的に困難であろう。

『左傳』・『國語』對應部の表現を檢討すると、『左傳』↓『史記』の訓詁例のかなりのものが、『左傳』↓『國語』にも認められる。戰國晚期—前漢中期諸文獻の『左傳』引用における訓詁例を併せて圖示しよう(**表4**)。[35]

以上の訓詁例は、これらの認められる『國語』各章が『左傳』の對應部より降ることを證するものとなる。

次に今一つ別の觀點で『左傳』・『國語』の先後を考えてみよう。研究史上、康氏の割裂說・カ氏の同一言語說に對し、より

微視的な分析に基づき、兩書における特定語彙の有無・用法の相違が強調されてきた。[36] 從來の研究は、こうした相違の強調に留まるものであったが、ここでは一歩進んで、兩書の一方に散見しながら他方に皆無或は稀少な語彙の先秦諸文獻における有無・用法を確認し、『國語』と他の諸文獻、とりわけ『左傳』との先後關係を推定することとする。比較すべき諸文獻のおよその年代を確認しておく。[37]

①『論語』（戰國中期以前）、②『左傳』（中期）、③『孟子』（中期・晩期稍早）、④『墨子』・『莊子』（中期稍晩・晩期）、⑤『公羊』・『穀梁』（晩期稍早）、⑥『荀子』（晩期稍晩）、⑦『呂氏春秋』・『韓非子』（秦代）

(イ)不若　『左傳』は不如對不若が八三對一で後者は極めて稀少である。『國語』は一八對一五でほぼ混用する。『論語』は一三對〇で不如のみであるが、『孟子』以下は兩者を混用する。

次はいずれも『國語』にみえない語彙である。

(ロ)無寧　『論語』に一見、『左傳』に四見（加えて「毋寧」が二見）する。『孟子』以降には認められない。

(ハ)今而後　『論語』に一見、『左傳』に五見、『孟子』に三見する。『墨子』以下にはみえない。

(ニ)諸乎　『左傳』に七見、『孟子』に一見する。やはり『墨子』以下にはみえない。

兩書のいずれかで皆無或は稀少といった語彙は、本來的に稀見であるため、適當な擧例は以上にとどまるが、とまれ、この作業で『左傳』↓『國語』の先後關係が再確認されるとともに、『國語』が『孟子』よりは降ること――(ハ)・(ニ)に示され、(イ)・(ロ)もそのことに矛盾しない――が示唆された。

『國語』との對應は、『呂氏春秋』・『韓非子』にも認められる。次に、これらと『國語』の先後を考察しよう。

『國語』と『呂氏春秋』・『韓非子』の表現を比較する場合、『左傳』・『國語』につき先に行なった、個々の語彙のレヴェルでの比較は餘り有效ではない。『呂氏春秋』・『韓非子』の『國語』との對應部の大半が『左傳』にも據るため、より古い『左傳』の表現を存置する場合が少なくなく、更に、『左傳』にみえない『國語』の記事が、『呂氏春秋』・『韓非

子』と對應する事例が比較的少なく、用字の變化を確認するだけの材料を求めえないためである。以下では句以上のレヴェルにつき、『國語』と『呂氏春秋』・『韓非子』を比較し、その先後を考察する。

(26)【左傳僖二十三】

僖負羈之妻曰、吾觀晉公子之從者、皆足以相國、

若以相、夫子必反其國、反其國、必得志於諸侯、得志於諸侯、而誅無禮、曹其首也、子盍蚤自貳焉、

【晉語四・五】

僖負羈之妻言於負羈曰、吾觀晉公子、賢人也、其從者、皆國相也、

以相一人、必得晉國、得晉國、而討無禮、曹其首誅也、子盍蚤自貳焉、

【韓非子十過】

其妻曰、(イ)吾觀晉公子、萬乘之主也、其左右從者、萬乘之相也、(ロ)今窮而出亡過於曹、曹遇之無禮、此若反國、必誅無禮、則曹其首也、子奚不先自貳焉、

本章ですでに述べたところを勘案すれば、『左傳』・晉語の表現上の對應は、『左傳』→晉語の繼受を示すものとなろう。問題は、十過が『左傳』・晉語のいずれにも共通する部分があるため、十過・晉語のいずれが他の二書を折衷したのか俄には判斷しえないことである。そこで、共通する部分ではなく、相違する部分――これらは、それぞれ獨自の要素を表現するものであり、時代的差異も或る場合には看取されえよう――に着目しよう。

十過(イ)と晉語の相當部は、いずれかが、『左傳』の「晉公子之從者」に附加插入を施したものであるが、そうした作業がそれぞれ獨自に、かつ偶然同じ部位に行なわれたとは考えがたく、兩者には繼受が想定される。表現を比較すると、十過では「萬乘之主也」・「萬乘之相也」が同一の造句で、「吾觀晉公子」・「其左右從者」の字數が揃えられているのに對し、晉語にはかかる表現上の整序は認められない。十過→晉語とすると、かかる精巧な表現がわざわざ解體されたことになってしまう。晉語→十過とすべきものとなる。

今一つ注目すべきは、十過(ロ)である。一體、この說話は、「國小無禮、不用諫臣、則絕世之勢也」なる命題を證するものであるが、(ロ)に相當する部分のみが晉語にないことを考慮すると、十過→晉語と假定した場合、これのみを削除する動機は晉語の側には見出せず、十過が主題を強調すべく附加したものとせざるをえない。この推測は、次の事例に據っても證される。

(27)【左傳僖二十四】

冬、王使來告難、曰、……鄙在鄭地汜、……王使簡師父告于晉、使左鄢父告于秦、

【晉語四・十五】

冬、襄王避昭叔之難、居于鄭地汜、使來告難、亦使告于秦、

【呂氏春秋不廣】

晉文公欲合諸侯、

【左傳僖二十五】

秦伯師于河上、將納王、狐偃言於晉侯曰、求諸侯、莫如勤王、諸侯信之、且大義也、繼文之業、而信宣於諸侯、今爲可矣、

子犯曰、民親而未知義也、君盍納王以敎之義、若不納、秦將納之、則失周矣、何以求諸侯、不能修身而又不能宗人、人將焉依、繼文之業、定武之功、啓土安疆、於此乎在矣、君其務之、

咎犯曰、不可、天下未知君之義也、公曰、何若、咎犯曰、天子避叔帶之難、出居于鄭、君奚不納之、以定大義、且以樹譽、文公曰、吾其能乎、咎犯曰、事若能成、繼文之業、定武之功、闢土安疆、於此乎在矣、事若不成、補周室之闕、勤天子之難、成敎垂名、於此乎在矣、君其勿疑、文公聽之、遂與草中之戎・驪土之公說、乃行賂于草中之戎與麗土之

使卜偃卜之、曰、……晉侯辭秦師而

下、　　狄、以啓東道、　　翟、定天子于成周、

傍線部は不廣獨自であるが、本篇の主題をみると、

六曰、智者之擧事必因時、時不可必成、其人事則不廣、成亦可、不成亦可、

とあり、下線部は、本篇の主題を咎犯の言論において反復すべく――古人に附會すれば、主張にも權威が付與されようから――、附加された部分と思われる。不廣にはまた、

(28)【呂氏春秋不廣】　　【管子大匡】

召忽曰、吾三人者於齊國也、譬之若鼎之有足、去一焉則不成、且小白則必不立矣、　　召忽曰、不可、吾三人者之於齊國也、譬之猶鼎之有足也、去一焉則必不立矣、吾觀小白、必不爲後矣、

なる一節があり、ほぼ同じ表現を採るにも關わらず、大匡の「不立」を不廣は「不成」に作る。成―不成なる主題に適合する表現を採る二つの說話が不廣に本來收錄されていて、それらを晉語・大匡が二次的に引用したとすると、それぞれが、不廣の主題に關わる部分のみを改變削除したという殆どありえないような過程を想定しなければならなくなる。主題に適合すべく、不廣が先行する晉語・大匡の說話に改變附加を施したとすべきであろう。

以上の作業で、『國語』が少なくともその對應部については、『呂氏春秋』・『韓非子』に先行することが證されたであろう。

本稿の如上の所見に基づき、『國語』のおよその成書年代を推定すると、『左傳』・『孟子』・『公羊』・『穀梁』より降り、『呂氏春秋』・『韓非子』よりは遡る、すなわち、戰國晚期稍晚の成書たることは、『國語』とそれぞれの文獻の對應部との比較・用字例の檢討に關する限り、率ね動かぬところといえよう。絕對年代でいえば、前三世紀の第二四半期といったところか。

さて、表現について先秦・秦漢諸文獻の絕對年代を推測させる今一つの材料として、避諱がある。避諱の實態は、馬王

表 5

	楚（荆）	邦（國）	盈（滿）	恆（常）	啓（開）
馬王堆甲本	1（0）	21（2）	9（0）	23（6）	2（0）
馬王堆乙本	0（0）	0（26）	8（0）	24（7）	3（0）
通行本（王弼本・河上公本）	0（1）	0（28）	8（1）	0（30）	0（3）
傅奕本	0（1）	4（24）	6（3）	0（31）	0（3）

堆三號墓（文帝十二＝前一六八）出土の『老子』甲・乙二本[38]と現行本（王弼本・河上公本および傅奕本）との比較により、より具體的に窺いうる。秦莊襄王・漢高祖―景帝の諱について用例を調べると表5の如くである。A（B）のAは諱、Bは代用字である。一本のAを、他本がBに作るのは避諱に據るものと判斷される。邦―啓の避諱の狀況を整理すると、

（一）避諱が認められないもの……甲本

（二）邦のみを避ける……乙本

（三）邦・盈・恆・啓を避ける……通行本（王本・河本）・傅本

となる。邦が乙本・通行本に、加えて恆・啓が通行本・傅本に全く用いられないのは避諱の徹底による。

問題は邦・國が甲本に、恆・常が甲本・乙本にみえるが如く、一本がA・Bを併用する場合で、これらについて、例えば甲本所見の「國」が避諱に基づくものでないことは明らかであり、これに限っては、單に「國」を用いることは避諱の證據とはならない。複雜な樣相を呈するのは、傅本である。

【甲】邦利器、【乙】國利器、【通】國之利器、【傅】邦之利器、（三十六章）

【甲】□□□□、……以邦觀邦、【乙】脩之國、……□□□國、【通】修之於國、……以國觀國、【傅】修之邦、……以邦觀邦、（五十四章）

同じく邦・國を併用するが、傅本が他をいずれも「國」に作るのは、避諱に基づくことが明らかであり、この邦は、傅本の原本の一つが秦代以前のものであったことに據るものであろう。[39]

A（B）につき、Aが皆無或はA→B代用が確認される場合、[40]それらが避諱に由來することは

表 6

	楚（荆）	邦（國）	盈（滿）	恆（常）	啓（開）
論語	2（0[a]）	48（9）	2（0）	5（1）	3（0[e]）
左傳	1077[b]（5[c]）	1[d]（831[a]）	52（4）	12（86）	75（3）
孟子	31（4[d]）	0[d]（120）	8（0）	11（9）	7（0）
墨子	33（16）	3[d]（401）	10（10）	0[d]（37）	0[d]（3[m]）
莊子	28（0[a]）	0（103）	10（16）	9（53[g]）	3（15）
管子	60（5）	2（1040）	4（72）	3（130）	0（46）
公羊	54（0[e]）	0[d]（177[a]）	2（0）	0[e]（9）	0（1[n]）
穀梁	68（0[e]）	0[d]（188[a]）	1（1）	2[e]（3）	1（0）
荀子	39（0）	0[d]（331）	10（11）	0[d]（63[h]）	3（8[o]）
呂氏春秋	29（82）	0（325）	6（13）	1[i]（17[j]）	1（1）
韓非子	82（129）	22[f]（592）	4（15）	10[k]（105[l]）	9（13[p]）
國語	142（14）	0（331）	15（3）	2（32）	16（1）

a 人名を除く。b 國號に限る。c 國號・國號に由來する地名に限る。d『詩』・『書』の引用は除く。e 解經を除く。f 解老・喩老に18例。g うち「田成子常」・「常山」各1例。h うち「田常」1例・「常山」2例。i『孟子』に典故。j うち「常山」1例。k うち「田恆」・「田成恆」各4例。l うち「田常」16例・「田成常」1例。m うち「夏后啓」1例。n 他に公羊經に「開陽」，左穀經は「啓陽」に作る。o うち「微子開」1例。p うち「公子開方」3例・「開方」4例。

確實である。A・B併用される場合は、傳本にても、邦は國の二四例に對して四例（かつ、うち三例は五十四章に集中）にすぎず、Bに對してAが極端に少ない場合にも、個別的な檢討は要するが、Aの避諱を認めえよう。(41)

諸文獻について、『老子』と同樣の調査を行うと表6の如くである。邦―啓の避諱の有無を整理すると、

（一）避諱が認められないもの……『論語』

（二）邦のみを避ける……『左傳』・『孟子』・『穀梁』

（三）邦・恆を避ける……『莊子』・『呂氏春秋』・『國語』

（四）邦・恆・啓を避ける……『墨子』・『管子』・『公羊』・『荀子』・『韓非子』

の如くである。實のところ、避諱により推定できるのは、現行本の祖型たる寫本の抄寫年代であり、それは文獻の成書年代とは合致しない。避諱の有無は、現行本成立過程における避諱についてのテキスト固定の時期を示すにすぎない。在位中の君主への避諱を想定すると、(42) これらは、（一）戰國期、（二）高祖期、（三）文帝期、

（四）景帝期以降に、避諱についてテキストが固定したものと看做しえよう。

附言すべきは、第一に、（三）・（四）の諸文獻が盈を避けぬことで、これは、前漢初期に惠帝が閏位と看做されたこと[43]に因るものらしい。一方で、『史記』が盈を避けて滿を用い[44]、『老子』四章の、甲「□□盈也」、乙「有弗盈也」、通「或不盈」を、傳本が「又不滿」に作ることは、前漢中期以降、避諱が盈にも及ぶに至った事情を示唆する[45]。

第二に指摘すべきは、『韓非子』所見の邦二二例の實に一八例までが解老・喩老二篇に集中することである。『韓非子』現行本でこれらのみが邦を避けないという事實は、これらが、秦代以前に固定した、本來『韓非子』とは獨立した文獻で、『韓非子』が邦に對する避諱を行なった（漢代の抄寫がその契機たりえた）段階以降に、原形を保ったまま採錄されたという過程を推測させる。一般化していえば、ある文獻の特定箇所における避諱或はその缺如の集中は、その部分の獨自の成立過程を示唆する。換言すれば、これは、その文獻の成書の重層性を示すものとなろう。

『國語』の避諱について、その成書過程に關わるのは、荆（楚）である。避諱として確實な事例は、晉五・四、晉六・六至八、晉八・五、晉八・十一（但し言論の部分のみ）の六章一四例のみに過ぎない。避諱による荆の採用は漢代以降にはありえず、これらが秦代（莊襄王―二世）に固定されたことは確實である。

問題は、晉八・十一である。(イ)秦代以前に楚を用いる地の文が成立しており、秦代に言論が附加された、(ロ)秦代に成立したこの章が荆を汎用していたものを、漢代に地の文が改變され楚が用いられた、という二種の假說を提示しうるが、晉六・八の如く『左傳』に由來する地の文の楚を荆に作る事例[46]を考慮すると、(イ)は成立しにくい。逆に、漢代の避諱を經た文獻に荆が散見すること、つまり秦代に避諱されたものが漢代に復元されない事例[47]は、(ロ)を傍證するであろう。『國語』が上掲六章以外で專ら楚を用い、かつその對應部について『呂氏春秋』・『韓非子』に先行することは、『國語』の大部分が秦代以前に完成していたことを示すものであろう。しかしながら、晉八・十一は、『國語』各章の或るものが、秦代以降に完成したことを示す。

避諱についての所見を、『國語』成書に關わる先の推論に加味すると、次の如くになる。

（一）『公羊』・『穀梁』以降『呂氏春秋』以前（前二七五―二五〇頃）……大半の部分の成立、一應の固定

（二）秦代（前二五〇頃―二〇七）……楚を避諱する章の附加

（三）漢高祖―文帝（前二〇六―一五七）……全書について邦・恆を避諱、最終的な固定

結　語

本稿の作業を總括しておこう。第一・二章では、從來の『左傳』・『國語』比較で、『左傳』の春秋傳としての側面が看過されていたことを批判的にふまえ、現行本『左傳』の要件たる、①春秋の傳、②年代記、たることの痕跡が『國語』に認められることを指摘して、現行本の要件を備えた『左傳』の『國語』への先行を確認した。第三章では、『國語』と他の諸文獻の表現を比較して、それらの相對的先後を確認し、さらに避諱の狀況を勘案して『國語』成書の絶對年代を推定した。

論證過程における問題點は、『公羊』・『穀梁』と『國語』の對應部で、前二書の先行が認められることである。『公羊』・『穀梁』そのものを對象とする研究史では、これらの最終的成書を前漢まで降すのが通說である。[48] 一方で、公穀說が斷片的ながらも秦代諸文獻に認められることがすでに指摘されている。[49] 現時點でこれらの對立的見解の整序は保留せねばならないが、とりあえず、秦代諸文獻に散見する公穀說は、現行『公羊』・『穀梁』の素材的なものであるとする假說を提示しておく。

また、『國語』獨自の記事や『史記』獨自の春秋期についての記事の存在を以て、現行本『左傳』・『國語』の原形たる原『國語』の存在を主張する說があるが、[50] 第一・二章の所見から、この說は成立しがたい。『左傳』・『國語』が取材した春秋期についての獨自の史料羣の存在は否定しがたいが、それを一箇の書物とすることを支持する材料は現時點では何ら

認めがたい。

さて、本稿の作業は、結局のところ『國語』を構成する各章を個別に他文獻の對應部と比較することに基づき、實のところ、それら各章が現行本の構成上の要件たる國別・年代順なる體例に從って配列されていたことを證しうるものではない。この問題は別途の論證を要し、現時點では大まかな展望を示しうるにすぎない。

現行本の體例は、『國語』獨自の紀年が『史記』に用いられるところから、前漢中期までに確定したことが推測されるが、そうした直接的證據は、『呂氏春秋』・『韓非子』の『國語』との對應部には認められず、この體例の上限は閒接的證據により推測されうるにすぎない。『國語』的文獻の最古のものとしては、汲冢書の『國語』三篇が擧げられる。前三〇〇年頃以前のものであるが、何分佚書のことで不確實といわざるをえない。

注目すべきは、『管子』大匡で、これは、齊桓公の事蹟を通時的に配列し、うち、『左傳』の記事に言論を付した魯桓公殺害の一節は、戰國晩期稍晩の成書たる馬王堆帛書『春秋事語』の一章としてみえ、本來單行していたらしい。大匡はかかる材料を年代順に配列したもので、そうした過程は、現行本の體例をもつ『國語』の成書過程を髣髴させる。霸者の一代記という大匡の性格は、晉文公に關わる晉語一から四に共通する。上述の如く、大匡の冒頭の一節は、『呂氏春秋』より遡るので、大匡を均質とすれば、『事語』→大匡→『呂氏春秋』なる先後關係が成立し、その成書年代は戰國最晩期になる。現行本『國語』の體例の上限もこの頃に想定できそうであるが、現時點では確證を缺く。

最後に指摘すべきは、第一に、本稿が分析の對象とした周魯晉楚語も、實は均質でないということである。本稿は、『左傳』・『國語』の先後に論點を集中したため、これら四語十六篇のうち、『左傳』と對應しない各章については、實質的には分析が及んでいないのである。成書の重層性乃至は多元性を考慮しつつ、各語ごとのより微視的な成立過程を檢討する必要があろう。第二の問題は、『左傳』との對應が稀薄な①齊語、②吳語・越語についてである。これらが、周魯晉楚語とは性格を異にする文獻であることは、すでに指摘されている。これらについては個々にその文獻的性格を解明する

とともに、その『國語』への編入の時期を考定する作業が別途になされねばならない。

以上の諸點は爾後の課題としたい。

註

（1）諸家の說は、張心澂『僞書通考』（商務印書館、一九三九初版、一九五四改訂版）・鄭良樹『續僞書通考』（學生書局、一九八四）を參照。

（2）『漢書』司馬遷傳贊「及孔子因魯史記而作春秋、而左丘明論輯其本事、以爲之傳、又襄異同爲國語」。

（3）『後漢書』班彪傳「定哀之閒、魯君子左丘明論集其文、作左氏傳三十篇、又撰異同、號曰國語、二十一篇」。

（4）『漢書』律曆志下「春秋外傳曰、少昊之衰、九黎亂德、顓頊受之、乃命重黎」（楚語下一は「及少皞之衰也、九黎亂德、……顓頊受之、乃命南正重司天以屬神、命火正黎司地以屬民」に作る）など。

（5）啖助『春秋集傳纂例』趙氏損益義第五引「且左傳・國語、文體不倫、序事又多乖剌、定非一人所爲也、蓋左氏廣集諸國之史、以釋春秋、傳成之後、蓋弟子及門人見嘉謀事迹多不入傳、或有雖入而復不同、故各隨國編之而成此書、以廣異聞爾」。

（6）『惜抱軒集』文集五、辨鄒語「今左氏傳非盡邱明所錄、吾固論之矣、若國語所載、亦多爲左傳采錄、而采之者、非必邱明也、又其略載一國事者、周魯晉楚而已、若齊鄭吳越、首尾一事、其體又異、輯國語者、隨所得繁簡收之、而鄒語一篇、吾疑其亦周語之文、輯者別出之者」。

（7）『洙泗考信餘錄』卷三、左子「余按、左傳之文、年月井井、事多實錄、而國語荒唐誣妄、自相矛盾者甚多、左傳紀事簡潔、措詞亦多體要、而國語文詞支蔓、冗弱無骨、斷不出於一人之手明甚、且國語周魯多平衍、晉楚多尖穎、吳越多恣放、卽國語亦非一人之所爲也、蓋左傳一書、采之各國之史、師春一篇、其明驗也、國語則後人取古人之事而擬之爲文者、是以事少而詞多、左傳一詞可畢者、國語纍章而未足也」。

（8）『新學僞經考』漢書藝文志辨僞上「國語僅一書、而志以爲二種、可異一也、其一、二十一篇、卽今傳本也、其一、劉向所分之新國語五十四篇、……蓋五十四篇者、左丘明之原本也、歆旣分其大半凡三十篇以爲春秋傳、於是留其殘賸、掇拾雜書、加以附益、而爲今本之國語、故僅得二十一篇也」。

（9）『左傳の成立と其の展開』（大修館書店、一九六三）一〇二―二六四頁。

（10）Bernhard Karlgren, *"On the Authenticity and Nature of the Tso-Chuan"*, Göteborg, 1926. 小野忍譯『左傳眞僞考』（文求堂書店、一九三九）一―一〇八頁。

（11）卜德「左傳與國語」（『燕京學報』一六、一九三四）、孫海波「國語眞僞考」（同）、董書業「國語與左傳問題後案」（『浙

江省立圖書館館刊』四・一、一九三五)、孫次舟「左傳國語原非一書證」(『責善半月刊』一・四、一九四〇)、張以仁「從文法語彙的差異證國語左傳二書非一人所作」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』三四、一九六二)など。これらはいずれも鄭良樹前掲書に節錄。他に馮沅君「論左傳與國語的異點」(『新月月刊』一・七、一九二八)、衞聚賢「國語的研究」(『古史研究』第一集、商務印書館、一九三〇所收)、楊向奎「論左傳之性質及其與國語之關係」(『史學集刊』二、一九三六、のち『繹史齋學術文集』、上海人民出版社、一九八三所收)、劉節「左傳國語史記之比較研究」(『說文月刊』五・一、二、一九四四、のち『古史考存』、人民出版社、一九五八所收)、張以仁「論國語與左傳的關係」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』三三、一九六二)、顧頡剛『春秋三傳及國語之綜合研究』(中華書局香港分局、一九八八)など。

(12) 鎌田氏は、現行本『國語』獨自の記事・『史記』獨自の春秋期の記事の存在を根據に、現行本『左傳』・『國語』共通の原書たる原『國語』の存在を主張し、現行本『國語』は劉向が原『國語』より『新國語』を製作した際の殘餘であるが、原本の面目を保持するとする(鎌田前掲書一八一—二〇一頁)。また、大野峻氏は、班固に從い、「國語は生のままの資料を記し、左傳は敎養によって純化された文章である」と論ずる(『國語』、明德出版社、一九六九、一四頁)。現行本につき、『國語』の『左傳』への先行を事實上主張するわけだが、表現の具體的分析に基づく論證を缺く。

(13) 註(6)・(7)參照。鄭語も『左傳』との對應が認められないので本稿では考察しないが、大野氏は、これが本來周語の一章であったとする。さらに氏は、齊吳越語は個別の霸者の一代記を採錄したものとする。(前掲書二三—三九頁及び「國語の諸國と鄭語の疑問點」、『東海大學紀要』文學部一二、一九六九)

(14) 『國語』各篇の分章・章次は上海古籍出版社本(一九七八)に從う。

(15) 周中一「鄭人伐滑」(僖二十經「鄭人入滑」)・周下三「景王崩、王室大亂」(昭二十二經「天王崩、……王室亂」)・晉五・四「宋人弑昭公」(文十六經「宋人弑其君杵臼」)は一部のみ經文に對應するが、同樣に經文の引用に係ると思われる。

(16) 同樣に『公羊』・『穀梁』の表現を別の意味によみかえて用いる事例は『史記』に散見する。拙稿「史記述春秋經傳小考」(『史林』七一・六、一九八八)參照。

(17) 晉二・一には、『左傳』僖四・『穀梁』僖十の折衷が認められる。拙稿「春秋事語考」(『泉屋博古館紀要』六、一九八九)參照。

(18) 周上六「(宣王)三十九年」・周上八「(宣王)三十二年、春」・周上十「幽王二年、……十一年」・周中七「(定王)六年」・周下五「景王二十一年」・周下六「(景王)二十三年」は年次、周上二「一年」・周上三「三年」・晉九・十九「三年」・晉九・二十「五年」は年數である。その他、鄭語にも「幽王八年、……九年、……十一年」の年次がみえる。これら『國語』獨自の紀年史料については、拙稿『史記原始(一)

――西周期・東遷期――』（『古史春秋』四、一九八七）参照。

(19) 晉四・十二章注「賈侍中以爲閏餘十八、閏在十二月後、魯史閏爲正月、晉以九月爲十月而置閏也」。

(20) 杜預『春秋經傳集解後序』「莊伯之十一年十一月、魯隱公之元年正月也、皆用夏正建寅之月爲歲首」。

(21) (21)・(22)の經文に對し、それぞれ僖五「晉侯使以殺大子申生之故來告」・僖十一「晉侯使以本鄭之亂來告」とある。

(22) 謝秀文「春秋左傳記時差違探源」は三十七例を據出し、うち二十二例は傳の紀年の方が早い。『春秋三傳考異』（文史哲出版社、一九八四）所收。

(23) 王韜『春秋長歷考正』（『春秋歷學三種』、中華書局、一九五九）「傳二月甲午、晉師軍於廬柳、二月無甲午、以下竝差一月」。

(24) 惠公の死を經文は僖二十四に繫けるが錯簡に係る。顧炎武『日知錄』卷三、三正、參照。

(25) 晉侯についてはときに年內改元が行われていた。註(20)「莊伯之十一年十一月、魯隱公之元年正月也」の曲沃莊伯や、侯馬載書・溫縣載書所見の晉定公の年數も年內改元による。拙稿「晉國出土載書考」（『古史春秋』二、一九八五）參照。

(26) 王韜前揭書五六―六一頁、張培瑜前揭書一四九―一五二頁參照。

(27) 『左傳』襄二十二に「夏、晉人徵朝于鄭、鄭人使少正公孫僑對曰、在晉先君悼公九年、我寡君於是卽位」とある。經文は、先代の鄭伯たる僖公の卒を襄七年十二月丙戌、葬を八年夏とする。襄七―八を晉年表は晉悼公七―八年とするが、夏曆は鄭僖公卒を晉悼公八年九月、葬を九年二―四月とし、襄二十二の記事に適合的となる。王韜前揭書五九―六〇頁、張培瑜前揭書一五一頁參照。

(28) もっとも、成十八左傳正義は「晉語云、正月乙酉、公卽位」と一本が「二月」を「正月」に作るとする。これに對し、王引之『經義述聞』國語下、二月乙酉は「晉行夏時、二月當爲十二月、……案正字卽十二之合譌也」と論ずる。王說に從えば、晉語は『左傳』の紀年を夏曆に換算濟であったことになり、更には晉語が『左傳』を介することなく直接原史料を利用しえた可能性さえ出てくるのであるが、「正」は「十二」の譌であると同程度に「二」の譌でもありうるのであって、王說には俄には從い難い。張以仁『國語斠證』（臺灣商務印書館、一九六九）參照。

(29) 林巳奈夫「殷―春秋前期金文の書式と常用語句の時代的變遷」（『東方學報』京都五五、一九八三）、江村治樹「春秋時代青銅器銘文の書式と用語の時代的變遷」（『名古屋大學文學部研究論集』一〇四（史學二五）、一九八九）。

(30) 註(11)前揭諸論文參照。

(31) 註(11)前揭童書業論文・鎌田前揭書一九三―二〇〇頁は『國語』→『左傳』の說明にこれを用いる。

(32) 鎌田前揭書一一一―一三九頁。

(33) カールグレン前揭書。

(34) 註(17)前揭拙稿參照。

(35) 劉正浩『周秦諸子述左傳考』（臺灣商務印書館、一九六六）・同『兩漢諸子述左傳考』（同、一九六八）参照。

(36) 註(11)前掲諸論文、とりわけ張以仁「從文法語彙的差異證國語左傳二書非一人所作」参照。

(37) 本稿ではより具體的な文獻學的斷代への適合性を加味し、前四五三―三七〇頃を戰國前期、前三七〇―三〇〇頃を中期、前三〇〇―二五〇頃を晩期、前二五〇頃―二〇七を秦代と稱する。各文獻の一應の絶對年代については、註(17)前掲拙稿参照。

(38) 馬王堆漢墓帛書整理小組『馬王堆漢墓帛書〔壹〕』（文物出版社、一九八〇）。

(39) 正統道藏・慕『道德經古本篇』（傅奕本）の原本について、彭耜『道德眞經集注雜說』（同・長）に謝守灝『老君實錄』を引き「唐傅奕考覈衆本、勘數其字云、項羽妾本、齊武平五年、彭城人開項羽妾塚得之」とある。この項羽妾本が或は秦代以前のテキストであろう。武內義雄「老子の研究」（『武內義雄全集』五、角川書店、一九七八所收）参照。

(40) 表6註の田恆→田常、恆山→常山、微子啓→微子開、公子啓→公子開など人名・地名を改變するものが、それに當たる。逆に、『左傳』が田常・微子開を用いず、陳恆・微子啓のみを用いることや、『莊子』が微子啓のみを用いることは、これらが恆・啓を避けていないことを示す。

(41) 『呂氏春秋』・『韓非子』は楚―荆を併用する。秦莊襄王卽位（より嚴密には、六國の舊領域については秦による併合）以前に固定した材料をそのまま採用・抄寫したことによるものであろう。註(17)前掲拙稿参照。

(42) 『禮記』曲禮上「卒哭乃諱」を根據に生諱を否定する論者もあるが、始皇期の一次的成立が確實な秦簡・秦碑が「政」を全く用いず、「端」を「正」に代用する事實を考慮すると、在位中の君主への避諱は原則として認められねばならない。註(17)前掲拙稿参照。

(43) 『史記』に惠帝本紀がないのはかかる觀念の結果であろう。

(44) 鎌田前掲書一一三頁。他に「欒盈」を晉世家・晉年表が「欒逞」に作る事例がある。

(45) 前漢中期以降、漢代の避諱については「避諱不盡」の問題など、別途の檢討を要する。陳垣「史諱擧例」（『勵耘書屋叢刻』、北京師範大學出版社、一九八二所收）参照。

(46) 成十六左「楚晨壓晉軍而陳、軍吏患之」→晉六・八「荆壓晉軍、軍吏患之」。

(47) 例えば『韓詩外傳』は楚六十七例に對し荆七例を用いる。

(48) 佐川修『春秋學論考』（東方書店、一九八三）四一―六二頁。

(49) 內野熊一郎『秦代における經書經說の研究』（東方文化學院、一九三九）六八―七〇頁。

(50) 註(12)鎌田說など。

(51) 註(18)の年次のうち周上六（周本紀）・周上八（周本紀・魯世家・魯年表）・周上十（周本紀・周年表）が、年數のうち周上二、三（ともに周本紀、以上、括弧內は採用先）が採用されている。また、鄭語の年次が鄭世家・鄭年表に參用さ

れている。

(52) 『晉書』束晳傳「初、太康二年、汲郡人不準盜發魏襄王墓、或言安釐王之冢、得竹書數十車、……國語三篇、言楚晉事」。襄王・安釐王の在位はそれぞれ前三一八―二九六、前二七六―二四三である（楊寬『戰國史』、上海人民出版社、一九八〇）。また、伴出した『竹書紀年』は襄王（今王）二十年（前二九九）で終わっている。

(53) 註(17)前掲拙稿參照。

(54) 國別・年代順の體例は現行本『戰國策』にも認められるが、劉向敍錄「所校中戰國策書、中書餘卷、錯亂相糅莒、又有國別者八篇、少不足、臣向因國別者、略以時次之、分別不以序者、以相補、除復重、得三十三篇」より、その確定は前漢晩期に降る。

(55) 戸田弘「國語成立私考」上下（『東洋文化』（無窮會）復刊一九・二〇、二一、一九六九）は、私見に據れば、方法・論證過程について遺憾の點が少なくないが、各語を章ごとに檢討し、複數の章羣に分ける論點は、傾聽すべきものである。

(56) 註(13)大野説など。

本稿は、平成元年度文部省科學研究費補助金（奬勵研究(A)）による研究成果の一部である。

A BIBLIOGRAPHICAL STUDY OF THE *GUOYU*

YOSHIMOTO Michimasa

Documentary classics of the pre-Qin period generally have many bibliographical problems, and the *Guoyu* 國語 is no exception. Above all, the chronological order in which the *Guoyu* and the *Zuozhuan* 左傳 commentary (many parts of which are common to the *Guoyu*) were completed and quotations common to both have not been explained well enough. This article is an attempt to clarify the order in which several sections of the *Guoyu*, namely the *Zhouyu* 周語, *Luyu* 魯語, *Jinyu* 晉語, *Chuyu* 楚語, and the *Zuozhuan* commentary were completed, and to date the completion of the *Guoyu*.

In the first part, by comparing the *Spring and Autumn Annals* and the commentary sections of the *Zuozhuan* commentary, and the *Gongyangzhuan* 公羊傳 and *Guliangzhuan* 穀梁傳 commentaries with the *Guoyu*, it can be concluded that the *Guoyu*, or at least certain parts of it, were completed after the *Spring and Autumn Annals* and its commentaries.

In the second part, by investigating the dates recorded in the *Guoyu* which are contradictory to those in the *Zouzhuan* commentary, it can be concluded that the *Guoyu* was completed after the *Zuozhuan* commentary. These differences were caused by subsequent changes in the *Guoyu* based on the premis that the author(s) of the *Zuozhuan* commentary had changed the original material.

In the third part, some Chinese characters (expressing certain meanings) used in the *Guoyu* are compared with those of other pre-Qin documentary classics and, in addition, with those in the *Zuozhuan* commentaries. The order in which they were completed is also examined. Finally, the avoidance of Chinese characters used to write the names of Emperors, regarded as taboo, was observed in the *Guoyu* and other pre-Qin documentary classics. From these findings, the period in which the *Guoyu* was completed can be given specific parameters.